

# 宇部市一般廃棄物処理基本計画骨子

## 目 次

### 第 1 章 計画策定の基本的考え方

- 第 1 節 計画策定の背景
- 第 2 節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 計画対象廃棄物

### 第 2 章 宇部市の都市特性

- 第 1 節 自然環境
- 第 2 節 社会環境
- 第 3 節 生活環境
- 第 4 節 都市環境

### 第 3 章 ごみ処理基本計画

- 第 1 節 ごみ処理行政の動向
- 第 2 節 ごみ処理の現状と課題
- 第 3 節 ごみ処理の目標
- 第 4 節 施策の体系
- 第 5 節 目標達成のための施策
- 第 6 節 適正処理の推進

### 第 4 章 生活排水処理基本計画

- 第 1 節 生活排水処理の現状と課題
- 第 2 節 生活排水処理の目標
- 第 3 節 生活排水処理計画
- 第 4 節 し尿・汚泥の処理計画

## 第1章 計画策定の基本的考え方

### 第1節 計画策定の背景

本市のごみの排出量は減少傾向であるものの、1人1日当たりごみ排出量は、令和2年度に979gと全国、山口県平均と比べ高い水準にあり、既定計画の840gには達成していない状況である。

新たなごみ処理施設整備の構想の検討時期となっており、環境負荷やごみ処理経費を削減するためには、更なるごみ減量化を図ることが必要となっている。

「持続可能な開発目標」(SDGs)が国際共通の目標となっており、プラスチックや食品ロスの削減への対応が必要となっている。

### 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は廃棄物処理法第6条の規定による法定計画である。国が定めた各種法律や計画、山口県の計画及び本市の総合計画などが上位計画として位置づけられる。

食品ロス削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」として位置づける。

### 第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標とする10カ年計画とする。

### 第4節 計画対象廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市から排出される一般廃棄物とし、ごみと生活排水とする。

## 第2章 宇部市の都市特性

### 第1節～第4節

人口の推移や産業の状況など、本市の地域特性・概況についてとりまとめる。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理行政の動向

食品ロス、プラスチックの資源化対策、施設の有効活用及び広域的な取組等の新たな課題なども含めた最新の動向について記載する。

### 第2節 ごみ処理の現状と課題

収集・運搬、ごみの排出量、ごみの性状、ごみ処理の体制などの状況や課題となる事項について記載する。また、アンケート調査結果について記載する。

### 第3節 ごみ処理の目標

本市におけるごみ処理の基本理念・基本方針を記載する。  
令和2年度を基準年度とし、令和13年度を目標年度とする数値目標を定める。目標値の設定には、既定計画の目標値840gを参考にしつつ、社会状況にあわせた数値の見直しを行っていく。

### 第4節 施策の体系

目標達成に向け、現在行っているまたは今後行う予定の具体的な施策について、方針やテーマ別に分類し、体系化して図示する。

### 第5節 目標達成のための施策

目標達成に向けて、現在行っているまたは今後行う予定の具体的な施策について記載する。

- ・市民・事業者の意識向上
- ・ごみ減量のための行動の推進
- ・事業系ごみ減量の推進
- ・資源物の有効活用の推進
- ・食品ロスの削減
- ・プラスチック資源循環の推進
- ・ごみの有料化 など

### 第6節 適正処理の推進

ごみの適正処理に係るものについて、現在行っているまたは今後行う予定の具体的な施策について記載する。

- ・収集・運搬計画
- ・中間処理基本計画
- ・最終処分計画

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状と課題

宇部市の河川及び海水の水質の状況について、記載する。  
また、本市の生活排水処理の状況や課題となる事項について記載する。

### 第2節 生活排水処理の目標

本市における生活排水処理の基本理念・基本方針を記載する。  
目標年度令和13年度における生活排水処理率を定める。

### 第3節 生活排水処理計画

下水道計画との整合性に留意し、処理の目標、生活排水を処理する区域及び人口等について記載する。

### 第4節 し尿及び汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥について、収集・運搬、中間処理、最終処分について記載する。

## 宇部市一般廃棄物処理基本計画策定スケジュール

